

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年12月26日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	りそなJリート・アクティブ・オープン
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集額(2019年9月25日から2020年3月23日まで) 3兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年9月24日付をもって提出した有価証券届出書(以下「原届出書」といいます。)について、当ファンドが主要投資対象とする新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資助言先変更を予定していることに伴う記載の変更、消費税率引き上げに伴う記載の変更および外国税額控除に関する記載の追加を行うため、本訂正届出書を提出するものです。

## 2【訂正の内容】

\_\_\_\_\_の部分は訂正部分を示します。

## 第一部【証券情報】

## (5)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.16%<sup>\*</sup>（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

\*消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

（略）

## &lt;訂正後&gt;

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

（略）

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### （1）【ファンドの目的及び基本的性格】

###### b．ファンドの特色

<訂正前>

（略）

#### 2．マザーファンドにおいては、個別銘柄の調査・分析に基づいて、相対的に高水準の配当金の確保を図りつつ、投資信託財産の長期的な値上がり益の獲得を目指しアクティブに運用を行います。

マザーファンドの運用にあたっては、株式会社りそな銀行より投資助言および情報提供を受けます。

投資信託財産が小規模である場合、市況の急激な変化が予想される場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わない場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

#### 2．マザーファンドにおいては、個別銘柄の調査・分析に基づいて、相対的に高水準の配当金の確保を図りつつ、投資信託財産の長期的な値上がり益の獲得を目指しアクティブに運用を行います。

マザーファンドの運用にあたっては、株式会社りそな銀行<sup>\*</sup>より投資助言および情報提供を受けます。

<p>*2020年1月1日より、株式会社りそな銀行が行っていた投資助言および情報提供業務は、りそなアセットマネジメント株式会社において行います。</p>
--

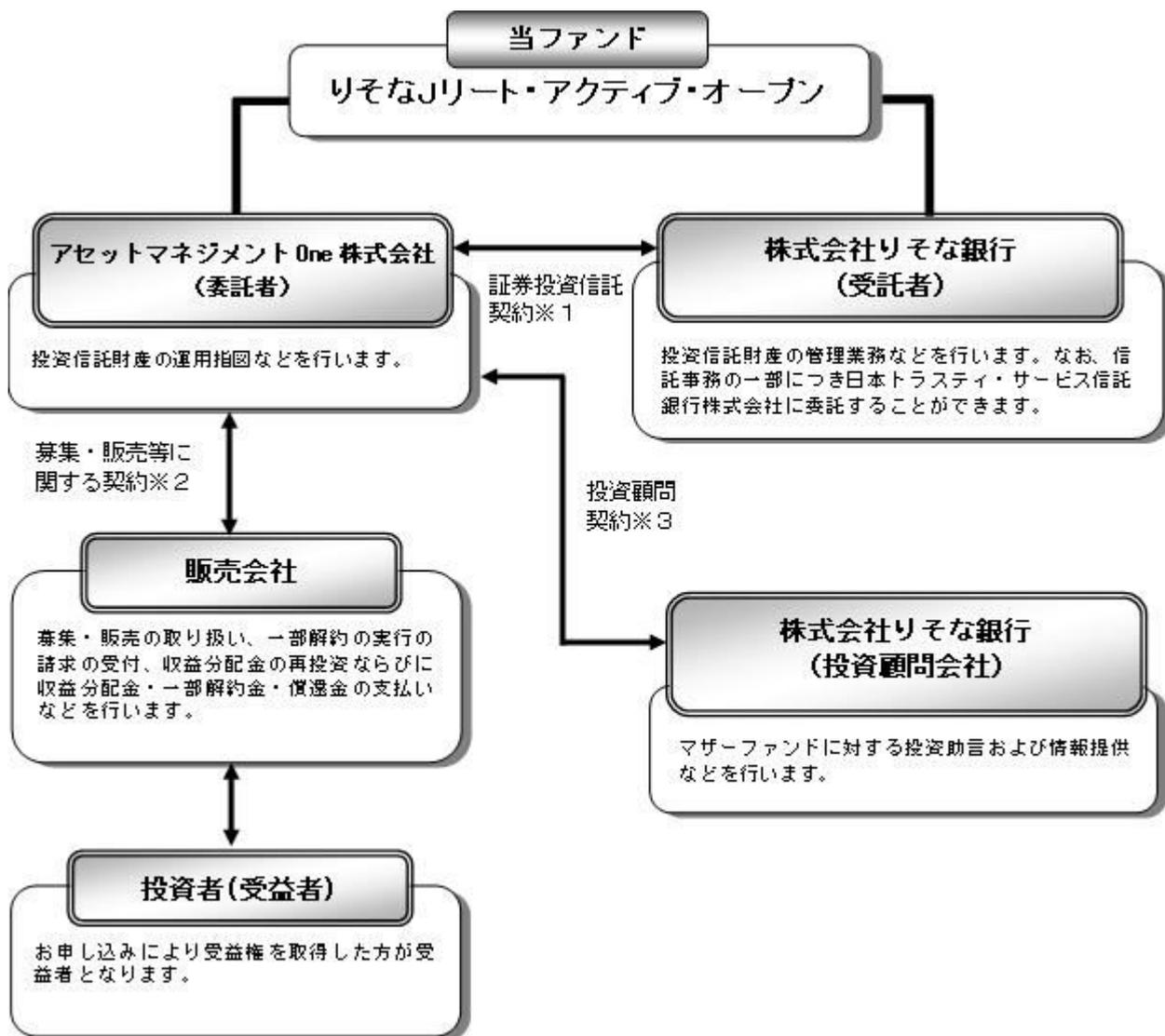
投資信託財産が小規模である場合、市況の急激な変化が予想される場合、また、やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用を行わない場合があります。

（略）

##### （3）【ファンドの仕組み】

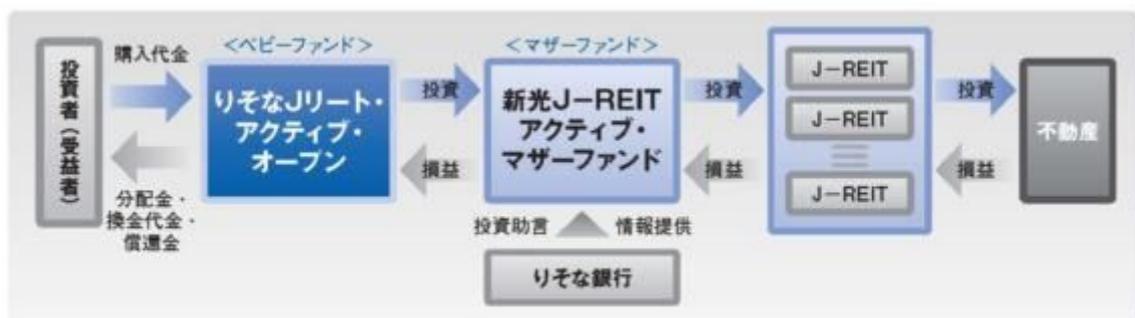
###### a．ファンドの仕組み

&lt;訂正前&gt;



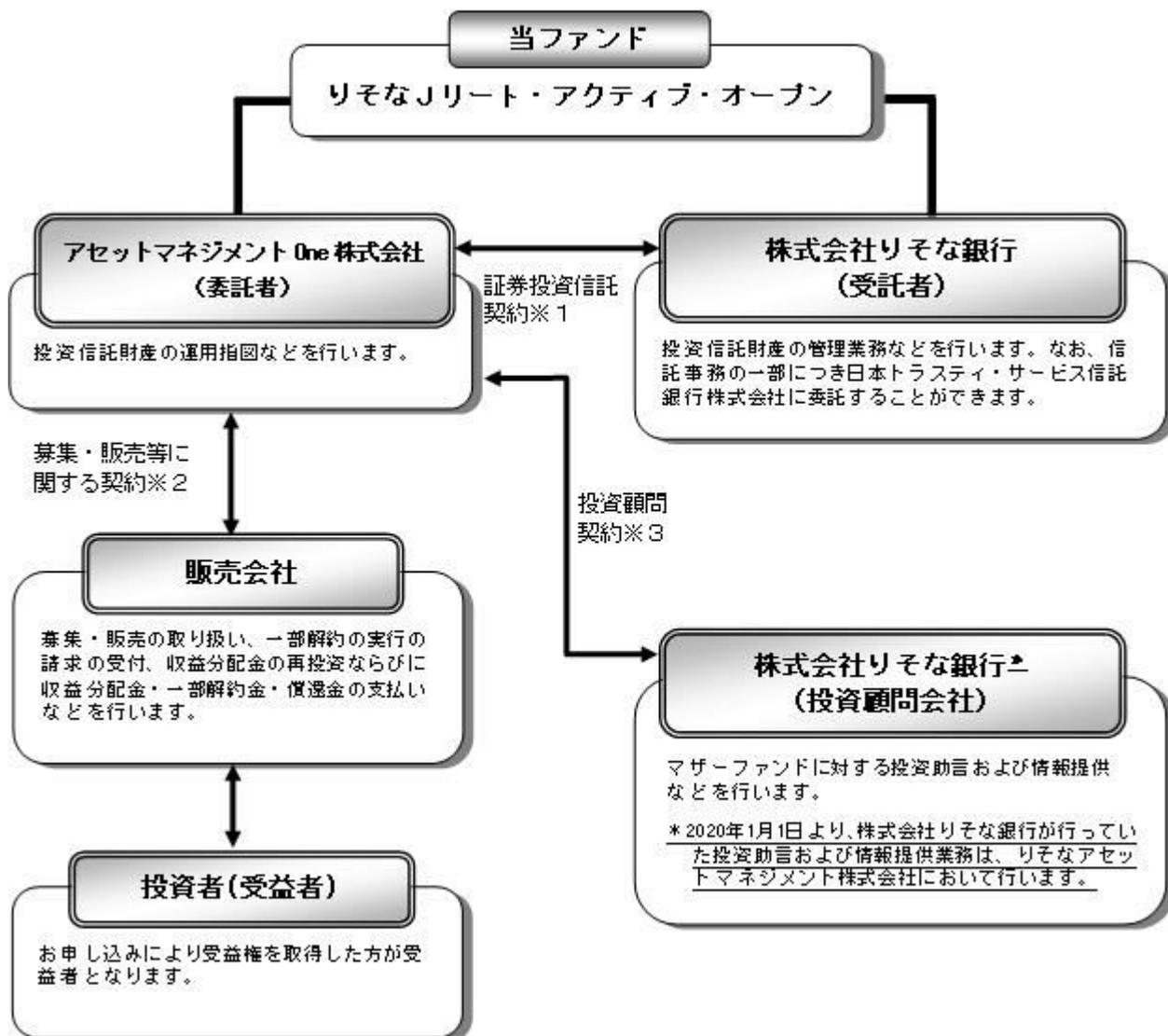
当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）でJ-REITを直接組み入れる場合があります。

&lt;訂正後&gt;



(略)

当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド(当ファンド)でJ-REITを直接組み入れる場合があります。

\* 2020年1月1日より、株式会社りそな銀行が行っていた投資助言および情報提供業務は、り

そなアセットマネジメント株式会社において行います。

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

<訂正前>

(略)

マザーファンドの運用方針

新光J-REITアクティブ・マザーファンド

(略)

## 2.運用方法

### (1)投資対象

わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

### (2)投資態度

主として、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券に投資することにより、配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

個別銘柄の調査・分析に基づいて、相対的に高水準の配当金の確保を図りつつ、長期的な値上がり益の獲得を目指しアクティブに運用を行います。

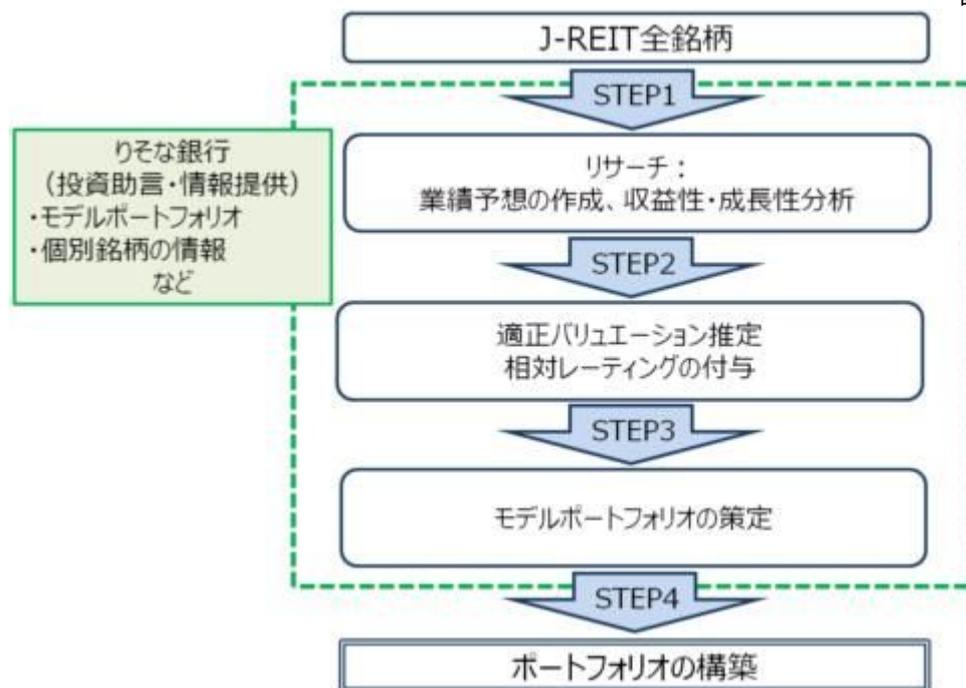
不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

運用にあたっては、株式会社りそな銀行より投資助言および情報提供を受けます。

(略)

## 運用プロセス

新光J-REITアクティブ・マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券への投資を行います。



運用プロセスは2019年6月28日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

< 訂正後 >

(略)

## マザーファンドの運用方針

### 新光J-REITアクティブ・マザーファンド

(略)

## 2. 運用方法

### (1) 投資対象

わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

### (2) 投資態度

主として、わが国の取引所に上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券に投資することにより、配当等収益の確保と投資信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

個別銘柄の調査・分析に基づいて、相対的に高水準の配当金の確保を図りつつ、長期的な値上がり益の獲得を目指しアクティブに運用を行います。

不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位とすることを基本とします。

運用にあたっては、株式会社りそな銀行<sup>\*</sup>より投資助言および情報提供を受けます。

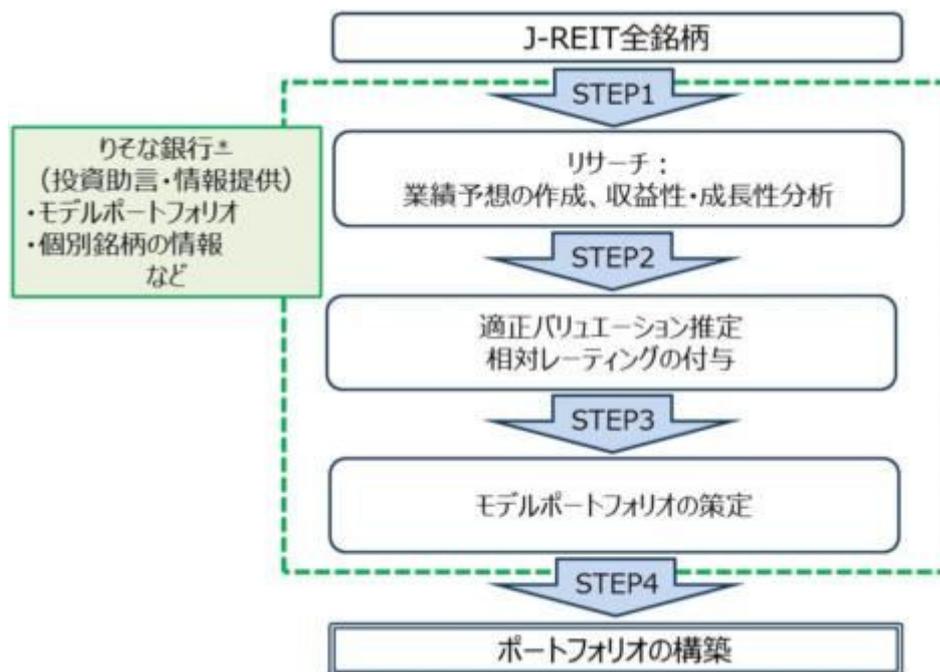
\* 2020年1月1日より、株式会社りそな銀行が行っていた投資助言および情報提供業務は、りそなアセットマネジメント株式会社において行います。

(略)

## 運用プロセス

新光J-REITアクティブ・マザーファンドは、以下のプロセスによりわが国の取引所に

上場（上場予定を含みます。）している不動産投資信託証券への投資を行います。



\* 2020年1月1日より、株式会社りそな銀行が行っていた投資助言および情報提供業務は、りそなアセットマネジメント株式会社において行います。

運用プロセスは2019年6月28日現在のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

#### 4【手数料等及び税金】

##### (1)【申込手数料】

###### <訂正前>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、 $2.16\%^*$ （税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

\* 消費税率が10%になった場合は、2.2%となります。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

（略）

###### <訂正後>

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に、2.2%（税抜2.0%）を上限として販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た金額となります。商品および投資環境の説明・情報提供、購入の事務手続きなどの対価として販売会社にお支払いいただきます。当該手数料には消費税等が含まれます。

手数料について、詳しくは販売会社または下記にお問い合わせください。

（略）

## （３）【信託報酬等】

## &lt; 訂正前 &gt;

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.08%<sup>\*</sup>（税抜1.0%）

\*消費税率が10%になった場合は、年率1.1%となります。

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）			
ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年率0.55%	年率0.40%	年率0.05%
100億円以上 300億円未満の部分	年率0.50%	年率0.45%	
300億円以上 500億円未満の部分	年率0.45%	年率0.50%	
500億円以上の部分	年率0.40%	年率0.55%	
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社の信託報酬には、新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資顧問会社（株式会社りそな銀行）に対する投資顧問報酬（年率0.15%（税抜））が含まれます。

ファンドが投資対象とする上場不動産投資信託証券（J-REIT）については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。

## &lt; 訂正後 &gt;

ファンドの日々の純資産総額に対して年率1.1%（税抜1.0%）

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

運用管理費用（信託報酬）は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期末または信託終了のとき信託報酬にかかる消費税等に相当する金額とともにファンドから支払われます。

運用管理費用（信託報酬）の配分は、ファンドの純資産総額に応じて、以下の通りとします。

運用管理費用（信託報酬）の配分（税抜）			
ファンドの純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
100億円未満の部分	年率0.55%	年率0.40%	
100億円以上 300億円未満の部分	年率0.50%	年率0.45%	

300億円以上 500億円未満の部分	年率0.45%	年率0.50%	年率0.05%
500億円以上の部分	年率0.40%	年率0.55%	
主な役務	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

委託会社の信託報酬には、新光J-REITアクティブ・マザーファンドの投資顧問会社

(株式会社りそな銀行<sup>\*</sup>)に対する投資顧問報酬(年率0.15%(税抜))が含まれます。

\*2020年1月1日より、株式会社りそな銀行が行っていた投資助言および情報提供業務は、りそなアセットマネジメント株式会社において行います。

ファンドが投資対象とする上場不動産投資信託証券(J-REIT)については、市場の需給により価格が形成されるため、その費用を表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

<訂正前>

(略)

上記は、2019年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

(略)

2020年1月1日以降の分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

上記は、2019年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 第三部【委託会社等の情報】

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

&lt;訂正前&gt;

(略)

## (3) 株式会社りそな銀行(「投資顧問会社」)

## a. 資本金の額

2019年3月末日現在、279,928百万円

## b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

&lt;訂正後&gt;

(略)

(3) 株式会社りそな銀行<sup>\*</sup>(「投資顧問会社」)

## a. 資本金の額

2019年3月末日現在、279,928百万円

## b. 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むと共に、金融機関の信託業務の兼営に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

\* 2020年1月1日より、株式会社りそな銀行が行っていた投資助言および情報提供業務は、りそなアセットマネジメント株式会社において行います。